

金融円滑化にかかる基本的方針

平成25年4月1日制定

和歌山県信用漁業協同組合連合会（以下、「本会」といいます。）は、漁業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む漁業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「本会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、本会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 1 本会は、組合員の皆さまをはじめとするお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、組合員の皆さまをはじめとするお客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めます。
- 2 本会は、事業を営む組合員等の皆さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、組合員の皆さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対し金融円滑化の趣旨を周知徹底することにより、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 本会は、組合員等の皆さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、組合員等の皆さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 本会は、組合員の皆さまをはじめとするお客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、組合員の皆さまをはじめとするお客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 本会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込については、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、漁業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 本会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
 - (1) 代表理事会長、代表理事専務、参事、管理部長、業務部長、監査室長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し組織横断的に協議します。
 - (2) 本会は、参事（業務担当）を「金融円滑化管理責任者」として、本会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 本会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

金融円滑化にかかる体制の概要

平成28年 5月25日
和歌山県信用漁業協同組合連合会

本会は、漁業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む漁業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という。）は終了いたしました。引き続き本会の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

第1 金融円滑化にかかる措置の実施に関する方針の概要

本会では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
- 2 お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 本会の金融円滑化管理に関する体制

（注）方針の全文については、平成25年4月1日より本会ホームページおよび各本支店の店頭においても公表しています。

第2 金融円滑化にかかる措置の状況を適切に把握するための体制の概要

本会では、金融円滑化にかかる対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- （1）代表理事会長、代表理事専務、参事、管理部長、業務部長、監査室長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、本会の金融円滑化にか

かる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。

- (2) 参事（業務担当）を「金融円滑化管理責任者」として、本会全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、金融円滑化管理責任者へ報告することとしております。
- (4) 本支店では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

《対応状況を把握する体制の概要図》
別添のとおり

第3 金融円滑化にかかる措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談を本店業務部に設置しているほか、各支店においても承っております。

以下の本支店の「ご相談窓口」にて、お客様からの貸出条件変更等にかかるご相談に応じております。

お客様のためのご相談窓口

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本店	和歌山市雑賀屋町東ノ丁33	業務部	073-432-0761
有田支店	有田市宮崎町2405	貸出担当	0737-83-5566
御坊支店	御坊市塩屋町南塩屋450-4	貸出担当	0738-22-5277
串本支店	東牟婁郡串本町串本1884	貸出担当	0735-62-5400

(ご相談受付時間：9時～17時)

※ 貸出条件変更等に係るご意見・苦情については、既存の苦情相談窓口にてお受けいたします。

・苦情相談窓口 TEL 073-432-0761

- (2) お客さまからの、本会の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、業務部に受付窓口を設置しております。また、各支店等で苦情を受

けた場合には、本会所定の手続きに従って、速やかに業務部に連絡し、業務部と各支店が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

第4 金融円滑化にかかる措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

金融円滑化責任部署を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。

特に、漁業者のお客さまに関しては、各漁協の指導部門とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。

また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、本会職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

第5 貸付条件の変更等の実施状況

別添のとおり

